

自転車も反則金の対象(2026 年～)



◆ 道路交通法の改正により、令和 8 年 4 月 1 日から、自転車の交通違反に「交通反則制度」が導入されます。これは、自転車の活用が推進される一方で、自転車関連の交通事故が増加していることに加え、交通ルールを守らない一部の自転車利用者への苦情等も多く寄せられていることが背景にあります。

来年度から、警察官が自転車の交通違反を認知した場合、指導警告がなされます。また、その違反が交通事故の原因となるような、悪質・危険な違反であったときは取締りが行われます。

例えば、スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為は禁止され、罰則の対象です。違反者は、6 月以下の拘禁刑または 10 万円以下の罰金の対象となります。

【安全な自転車運転のために(保護者様へのお願い)】

本校では、命を守る自転車運転のため、ヘルメットの着用を義務付けています。また、自転車を本校に乗り入れる生徒には、自転車の整備点検と自転車損害賠償保険等への加入義務化に伴って、ともに備えられている TS マークの確認を行っています。

尚、自転車の品質と整備、また、自転車向けの保険について、TS マークに代わる証明書の提示による申請も受け付けています。

詳しくは、各学年の担当者まで、お問い合わせください。(指導科)